

28 消安第 603 号  
平成 28 年 5 月 19 日

横浜植物防疫所長

消費・安全局長

航空コンテナ等積替確認実施要領の一部改正について

今般、「航空コンテナ等積替確認実施要領」（昭和 58 年 9 月 26 日付け 58 農蚕第 5594 号農産蚕園芸局長通達）の一部を別紙のとおり改正したので、通知する。

航空コンテナ等積替確認実施要領（昭和58年9月26日付け58農蚕第5594号農蚕園芸局長通達）の一部改正新旧対照表

改正後	現行
<p>(空港の要件)            第8 積替えは、(1)に掲げる空港を仕向地とする密閉された貨物について、(2)に掲げる空港において行うことができるものとする。            (1)新千歳空港、仙台空港、成田国際空港、東京国際空港、静岡空港、中部国際空港、関西国際空港、北九州空港、福岡空港、鹿児島空港、那覇空港            (2)新千歳空港、仙台空港、成田国際空港、東京国際空港、静岡空港、中部国際空港、関西国際空港、北九州空港、福岡空港、鹿児島空港、那覇空港</p>	<p>(空港の要件)            第8 積替えは、(1)に掲げる空港を仕向地とする密閉された貨物について、(2)に掲げる空港において行うことができるものとする。            (1)新千歳空港、仙台空港、成田国際空港、東京国際空港、中部国際空港、関西国際空港、福岡空港、那覇空港            (2)新千歳空港、仙台空港、成田国際空港、東京国際空港、中部国際空港、関西国際空港、福岡空港、鹿児島空港、那覇空港</p>